

岩手県監査委員告示第12号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第37号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年2月5日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 県土整備部河川課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年7月25日

イ 本監査実施日 平成24年9月3日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年11月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが4件、421,867円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理については、3件は、平成24年10月22日に備品登録を完了し、1件は、残存価格より消耗品とした。 今後は、課内で情報共有することにより再発防止に努めることにした。

2(1) 監査対象機関名 県土整備部建築住宅課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年7月31日

イ 本監査実施日 平成24年9月7日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年11月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
役務費の支出に当たり、事業完了後相当期間経過してから支出しているものが8件、105,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	役務費の支出については、実施報告書を相談会終了後に速やかに提出するよう相談員及び経由機関である市町村に依頼することとした。 今後は、適正な時期に督促し、進行管理の徹底を図ることとした。

3(1) 監査対象機関名 盛岡広域振興局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年7月18日及び同月19日

イ 本監査実施日 平成24年9月3日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年11月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
補助事業の完了確認に当たり、補助金請求書が提出された後、相当期間経過してから完了確認を行っているものが	補助事業の完了確認については、完了報告書受領後、速やかに完了検査を実施し、支払事務を進めるよう担当各課

1件、495,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	に周知を図り、適正な事務の執行に努めることとした。
行政財産の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	行政財産の管理については、未登録の土地は、平成24年8月21日に財産登録した。 今後は、用地取得の都度、財産登録を行うよう徹底し、再発防止に努めることとした。